

令和 5 年度

資産等報告書の審査報告書  
(追加分)

令和 6 年 1 月 18 日

みやま市政治倫理審査会

## 1 資産等報告書の提出状況

みやま市政治倫理条例(以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づく資産等報告書の提出状況は、次のとおりであった。

すべての提出義務者が条例第4条に定める提出期限までに資産等報告書を提出した。

資産等報告書の提出状況は、次のとおりである。

報告義務者 合計 3名

報告対象者 合計 5名

(1) 市議会議員及びその配偶者(5名)

報告項目

- ① 資産
- ② 地位及び肩書
- ③ 収入、贈与
- ④ 税等の納付状況

未提出者 なし

## 2 審査等の経過

令和5年11月15日付けで市長から資産等報告書の審査を求められ、審査を開始した。審査会の開催状況は次のとおりである。

(1) 令和5年度第3回審査会

日 時：令和6年1月18日(木) 13:25～14:15

場 所：市役所4階 委員会室

内 容：資産報告書(追加分)の審査

委員出席者：野田委員、宮地委員、内田委員、田上委員、今村委員

説 明 者：議会事務局職員、審査会事務局職員

## 3 審査の方法

提出された資産等報告書について、条例等に規定された記載要領等に基づき、報告書への記載漏れ、添付資料の不足等がないかなどの形式的審査を行った。

## 4 審査の結果

審査の過程において、報告書への重大な記載漏れ、誤記又は記載上の不備等はなかった。なお、軽微な記載漏れ及び記入誤りについては、提出義務者の責務に従い、適宜差し替えすることを求める。

報告対象者5名分の資産等報告書について慎重に審査した結果、その内容について大きな問題点はなく、当審査会は、今後継続して調査を要するような疑義は無いと判断した。

## 5 審査に係る意見

みやま市政治倫理条例第11条第1項の規定により審査を求められた資産等報告書の審査結果について、次のとおり意見を述べる。

今回は、対象者においては初めての資産等報告書の提出であり、借入金や不動産の持分割合など報告書への軽微な記載漏れ等は一部見受けられたが、全体的にはおおむね正確に提出されており、大きな問題は見られなかった。

今後も各報告義務者においては、条例の趣旨及び目的を理解し、審査の公平性及び正確性等の観点から、報告すべき事項を確実に把握するとともに、報告書への記入については、正確を期し、誤記や記載漏れ、必要書類の添付等について、今後も十分注意を払うようにしていただきたい。